

内子町省エネ家電製品買換促進事業補助金の申請にかかる Q & A

■補助の対象となる家電について

対象となる省エネ家電は何ですか。また、省エネ性能はどのように確認すればいいですか。	○対象となるのは、統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上(3つ星以上)の「エアコン」および「冷蔵庫・冷凍庫」です。 ○省エネ性能は、販売店や「省エネ型製品情報サイト」(https://seihinjyoho.go.jp/)で確認できます。
リース(レンタル)品は対象となりますか。	○対象となりません。申請者に所有権がないものは対象外です。
町内店舗のオンラインストアで購入したものは、対象となりますか。	○インターネットで購入した場合は、対象となります。
2月に購入し、3月1日以降に設置したものは、対象となりますか。	○対象となりません。3月1日から11月30日までの間に購入し、自らが居住する住宅に設置が完了したものが対象です。
引っ越しを機に買い換える場合は、対象となりますか。	○町内に引っ越し場合は、所定の期間内に購入・設置が完了し、申請日にその住宅に住所を有していれば対象となります。
既存の家電をリサイクルショップに売却して新しく購入する場合は、対象となりますか。	○対象となりません。既存の家電を家電リサイクル法に従い適切に処分することが補助の要件となります。
エアコンを処分して、電気冷蔵庫を購入する場合は、対象となりますか。	○対象となりません。同種の家電の買い換えが対象となります。
自宅にある業務用機器を買い換えた場合は、対象となりますか。	○いわゆる家電(家庭用機器)の買い換えを対象としており、業務用機器の買い換えは対象となります。

■補助金の申請について

補助金の申請は、どうすればいいですか。	○交付申請書兼請求書に必要書類を添えて、4月1日から12月25日(必着)の間に、環境政策室に提出または郵送してください。 なお環境政策室での受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。 ○交付申請書兼請求書は、環境政策室にございます。また町HPからダウンロードすることもできます。
受付日はいつですか。	○受付日は、環境政策室で申請書を受領し、内容に不備がないことを確認できた日とします。

同じ受付日に予算に達した場合はどうなりますか。	○受付は先着順とし、予算に達した時点で受付を終了します。予算に達した日に複数の受付があった場合は、それの中から抽選で決定します。
補助金の申請は、何回でもできますか。	○「エアコン」と「電気冷蔵庫または電気冷凍庫」それぞれにつき、1世帯に1回限りとします。
世帯主でなくても申請できますか。	○申請は世帯主でなくても可能ですが、購入者が申請者となります。
二世帯住宅の場合はそれぞれ申請できますか。	○住民登録の世帯が別の場合は、それぞれの世帯で申請できます。
店舗併用住宅の場合は対象となりますか。	○住宅部分への設置であれば対象となります。
国や県の補助制度と重複して申請することはできますか。	○他の同種の補助(助成)制度を受けている場合は、重複して申請することはできません。
補助対象経費とは何ですか。	○対象となる省エネ家電の購入費で、設置や配送、既存家電の処分にかかる費用および消費税等を除いた額となります。 ○ポイント割引などを利用した場合は、差し引いた額が補助対象経費となります。
クレジットカードや電子マネーなどで支払った場合は、対象となりますか。	○対象となりますが、領収書等が必要となりますので、購入店にご確認ください。
購入した製品を自分で持ち帰って設置したため、納品書など設置場所を確認できる書類がありません。どうすればいいですか。	○納品書や配送伝票など、設置先の住所がわかる書類がない場合は、設置状況が分かる写真を添付してください。
補助金の振込先は、同一世帯の家族名義のものでもいいですか。	○申請者本人の名義の口座に限ります。
申請から補助金の振込までは、どの程度かかりますか。	○申請書の受付から、おおむね1カ月程度で指定の口座に入金します。